

監視・影響調査専門調査会について

【基本的考え方】

男女共同参画会議の審議をサポートするため、重要事項及び専門的な知識を必要とする事項について、会議の下に、基本問題専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、男女共同参画基本計画に関する専門調査会、少子化と男女共同参画に関する専門調査会、監視・影響調査専門調査会が設置されている。

監視・影響調査専門調査会

政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかについて調査検討を行うとともに、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行う。

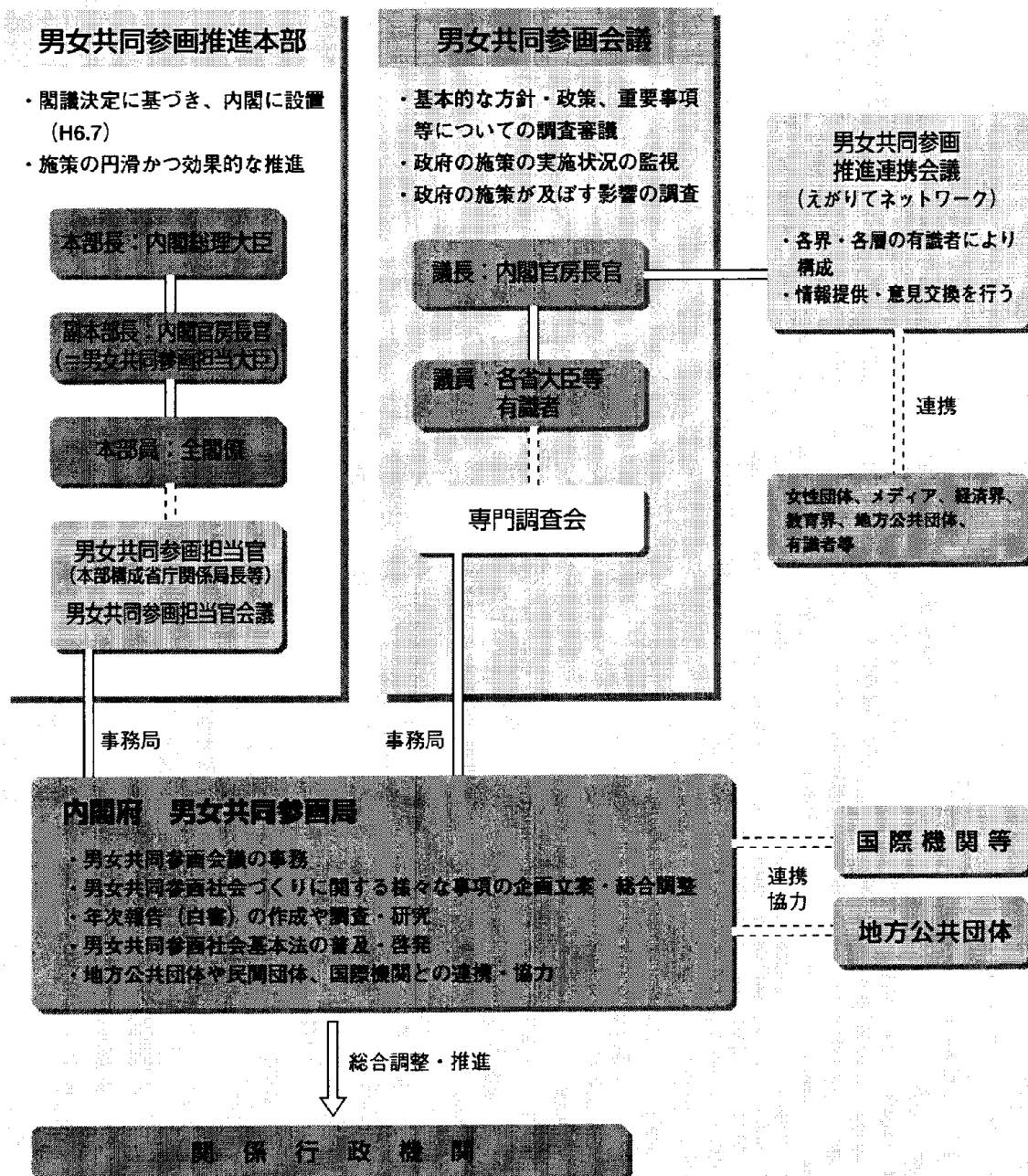


推進体制

1 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制

平成13年1月の中央省庁等改革により、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、我が国における男女共同参画推進体制は格段に強化されました。

男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



2 男女共同参画会議と専門調査会

基本問題専門調査会

【調査検討内容】

男女共同参画の基本的な考え方にかかわるもの、基本的な考え方にかかわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について調査検討をしています。

【報告書】

「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」(平成13年10月)

「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月)

女性に対する暴力に関する専門調査会

【調査検討内容】

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭においた、今後の施策の在り方などについて調査検討をしています。

【報告書】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について」(平成13年10月及び平成14年4月)

「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(平成15年6月)

「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)

男女共同参画会議

議長:内閣官房長官

議員:国務大臣12名(内閣総理大臣指定)

有識者12名(内閣総理大臣任命)

男女共同参画基本計画に関する専門調査会

【調査検討内容】

政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的考え方について調査検討を行います。

監視・影響調査専門調査会

【調査検討内容】

各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかなどについて調査検討を行うとともに、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策について調査検討を行います。

少子化と男女共同参画に関する専門調査会

【調査検討内容】

統計データ等の分析を通じて、少子化と男女共同参画の関係について調査検討を行います。

終了した専門調査会

苦情処理・監視専門調査会

平成13年4月に設置されました。各府省において男女共同参画基本計画が着実に実施されているかなどについて調査検討を行いました。平成16年7月に再編され、任務は監視・影響調査専門調査会へ引きつがれています。

影響調査専門調査会

平成13年4月に設置されました。女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行いました。平成16年7月に再編され、任務は監視・影響調査専門調査会へ引きつがれています。

仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会

平成13年1月に最初の専門調査会として設置されました。平成13年6月に「仕事と子育ての両立支援策について」を取りまとめ、任務を終了しています。